

2011.03 改訂

麻しん対応マニュアル

(教育・保育施設用)

石川県小児科医会「石川はしかゼロ作戦委員会」

石川県医師会

目次

はじめに	1
麻しん患者発生時のチェック図	2
注意事項	
1 麻しんワクチン	3
2 麻しん発生の連絡を受けたら	3
2. 1 被接触者の麻しん発症予防	
2. 1. 1 施設で発症した場合	
2. 1. 2 小学校以上の施設でワクチン既接種者が複数発症の場合	
	(ただし、兄弟発症の場合は除く)
3 麻しんと集団生活	4
3. 1 出席停止	
3. 2 入所・入園・入学時における麻しんワクチン接種状況の確認と勧奨	
4 県内の麻しん情報	4
5 各保健福祉センター・地域センター電話番号	4
6 麻しん	5
6. 1 経過	
6. 2 合併症	
6. 3 修飾麻疹	
6. 4 治療	
7 麻しん迅速対応事業実施要領	6
様式3（保護者への案内）	9

はじめに

麻しんはワクチンで予防できる感染症です。ワクチンで麻しんの流行をなくすことができます。麻しんは今や世界的には「あつてはならない疾病」のひとつになり、WHOはポリオ根絶の次に麻しんの根絶を目指しています。しかし、麻しん対策の世界的ランク付けでは欧米諸国では最終段階の「排除期」にありますが、日本は開発途上国と同じ最低ランクの「制圧期」に位置付けされている状況です。我々は「排除期」のレベルの仲間に入れてもらえるよう努力しなければなりません。

ここ数年来の全国の小児科医、医師会、厚労省などの1歳早々での麻しんワクチンの接種勧奨の効があつたのか、全国的に麻しんの報告は激減しました。この現象は石川県も同様であります。しかし、麻しんに罹るとその1/3以上が入院治療を余儀なくされ、さらに1,000~2,000人に1人の割合で死亡することになりました。麻しんはワクチンで予防できる感染症であることを忘れてはなりません。

平成14年6月に石川県は全国に先駆け麻しん全数把握事業を施行し、ほぼ同時に「石川はしかゼロ作戦委員会」も発足しました。翌年に医療機関用と教育・保育施設用の「麻しん対応マニュアル」を「石川はしかゼロ作戦委員会」編集・石川県医師会発行の形で県内の医療機関と教育・保育施設へ配布しました。

その後、予防接種制度も麻しん風しん混合ワクチンが採用されることになり、我々が熱望していた公費での2回の接種も平成18年度より実現しました。麻しんに関してはやっと諸外国と肩を並べることができる予防接種体制になりました。

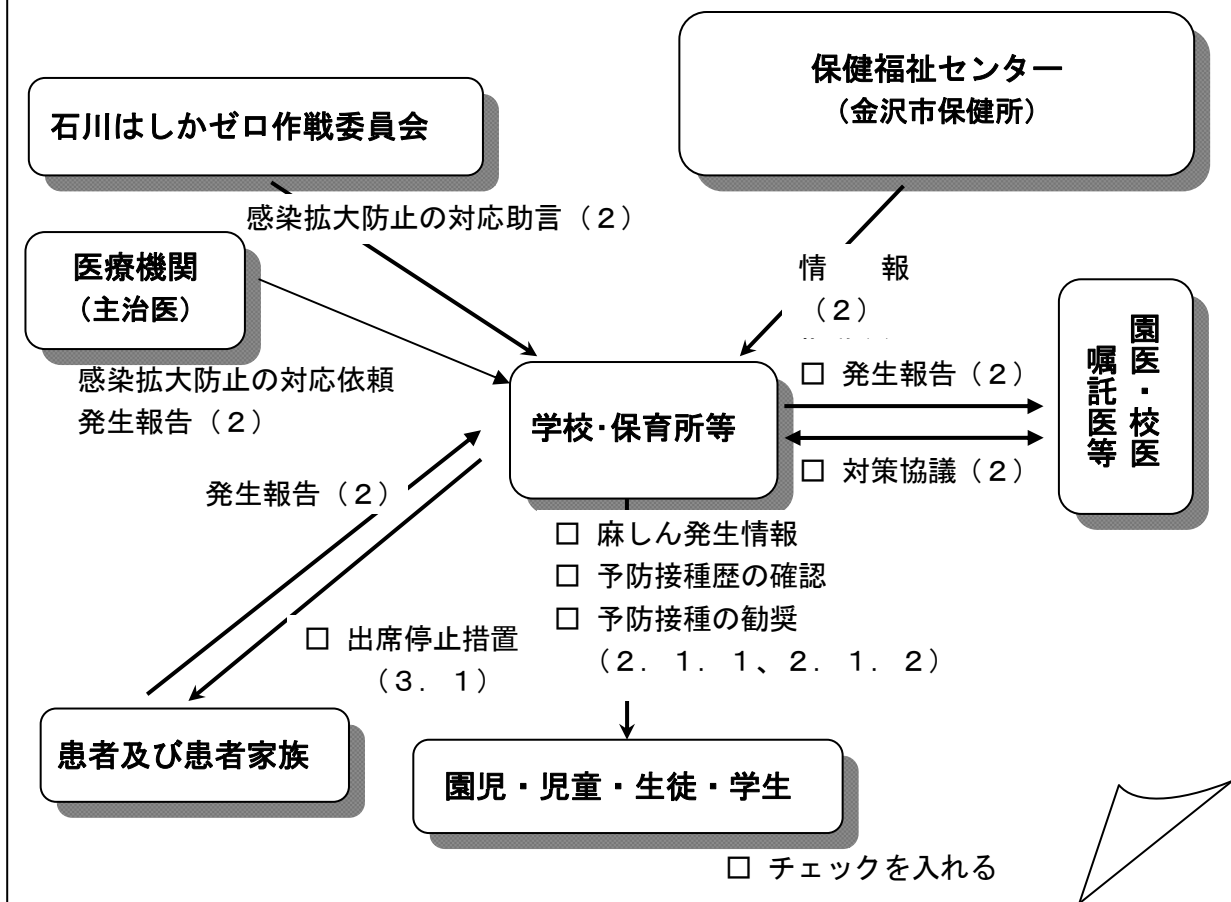
一方、麻しん迅速対応事業に報告された症例を検討すると、修飾麻疹が多くなり抗体価検査だけでは不十分で、確診のためにはウイルス分離などのウイルス学的検査が不可欠なことが分かってきました。このことは各地の麻しん症例の検討でも指摘されています。この度、石川県及び県医師会の御尽力で麻しん迅速対応事業実施要領が改訂されることになり、ウイルス学的検査の実施とともに流行阻止のための助言・指導も麻しん迅速対応事業の下でなされることになりました。これを機会にこの「麻しん対応マニュアル」も医療機関用と教育・保育施設用ともに改訂をしましたが、麻しん迅速対応事業の解説書の意味合いが強くなったことは、大きな前進ではないかと思っています。

平成23年3月

このマニュアルを利用される機会がないことを祈りながら・・・。

「石川はしかゼロ作戦」委員会

麻疹発生時のチェック図 (3～4頁を参照)



注意事項

麻疹の症状の項に記載してありますように、麻疹の潜伏期間は8～12日と長く、インフルエンザのように次々と発症しません。麻疹は、一人発症するとその子どもからうつされた子どもは8～12日後に発症しますが、発病当初は普通の風邪と区別はできません。その時期が一番感染力が強く、他の児童・生徒にうつしやすい時期です。

麻疹発端患者の発症日から計算して、二次感染の発症日と思われるころで発熱した子どもは、麻疹と診断されていなくても休んでもらった方が賢明と思われます（発熱後4日位経てやっと麻疹と診断されることが多い）。また、その時期に医療機関を受診する場合、もし本当に麻疹でしたら、その医療機関の待合室などで他の人にうつす可能性がありますので、麻疹かもしれないという事をあらかじめ受診前に電話で伝えてから受診するようにして下さい。

以前に麻疹の予防接種をした中高大学生・成人では、「修飾麻疹」の形で発症する場合があります。潜伏期間も長くなり、カタル期（6-1（5頁）の経過参照）がなく、いきなり発熱と発疹で発症する場合があります。実際診断に苦慮し、確定診断まで時間がかかることもしばしばです。

いつもは「多少発熱していても欠席しないで…」登園・登校することを黙認していても、麻疹の発生施設では避けるべきです。麻疹であった場合には周りの人々を感染の危険にさらすことになるのを忘れないで下さい。

一昔前までは麻疹は日常的にみられた疾病でありましたが、現在はあつてはならない疾患です。「昔は・・・したもんや」は現在では通用しません。

なお、「免疫をつけるために」といって、麻疹にわざわざ罹らせるようなことは決してしてはいけません。麻疹は死亡することがある病気なのです。

1 麻しんワクチン

麻しんの予防には、ワクチンの予防接種が最良です。保育所などで集団生活をしている1歳以上の子どもは必ず麻しんの予防接種を受けておくべきです。

生後6か月以降なら接種できます。もちろん、成人でも接種できます。なお、公費での接種はⅠ期（生後12か月以上24か月未満）とⅡ期（小学就学前1年間（就学前年の4月1日～就学直前の3月31日））の2回です。また、平成20年度から5年間の措置として、Ⅲ期（中学1年生に相当する年齢の者）とⅣ期（高校3年生に相当する年齢の者）も公費で接種できます。その年齢に該当しない場合は、私費での接種となります。

1歳前に接種した場合、母親由来の抗体のため予防接種による免疫が出来ない（この場合母親由来の抗体で麻しんには罹患しない）場合があります、1歳過ぎてから公費で再度接種する必要があります。

麻しんワクチンの予防接種後5～8年を経ると、予防接種により獲得した免疫が弱まってきて麻しんに罹ることがあります。そうなる前にもう一度、ワクチンを接種することで麻しんの感染から防御できます。

なお、平成18年度より麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)として接種できます。

2 麻しん発生の連絡を受けたら

施設での麻しん発生があれば、「麻しん迅速対応事業実施要領」に従って保健福祉センター(あるいは保健所)から麻しん発生の連絡と感染拡大の防止策の指導があります。また、麻しんを診断した医療機関や児童生徒の保護者からも連絡があるかもしれません。9頁の様式3を参考にして、保護者へ緊急の連絡をして下さい。また校医、園医、嘱託医にも速やかに連絡を取り、善後策を協議して下さい。「麻しん迅速対応事業実施要領」に従い、石川はしかゼロ作戦委員会からの助言があるかもしれません。

なお、職員が麻しんと診断された場合も同様に、処理して下さい。

2. 1 被接触者の麻しん発症予防

麻しんの子どもに接触して72時間以内なら、麻しんワクチンを接種することで発症を予防できることがあります。未接種者にはその間に麻しんワクチンを接種できるよう最大限努めて下さい。

接触6日以内ならガンマグロブリンで発症を予防、症状を軽減することができます。ただし、ガンマグロブリンは血液製剤なので、十分説明を受け、納得してから処置を受けられることをお勧めいたします。

通常麻しんの診断がつくころは、発症3～4日目であり、それまでに患児と接触した子どもにとって、ワクチンで発症を予防できるかできないかは時間との戦いであります。

施設として二次感染は致し方ないとしても、三次感染者を出さないようにするため、麻しんワクチン接種を強く勧めてください。

2. 1. 1 施設で発症した場合

麻しん感染者が出た施設では、緊急に全児童・生徒・学生および職員を対象として、麻しんワクチン接種歴と麻しん罹患歴の確認を行って下さい。麻しんが発生してからでは対応が遅れがちになりますので、接種歴・罹患歴は入園・入学時・就職時に調査・確認しておくことが望まれます。

麻しんワクチン接種による発症予防は、麻しん暴露72時間以内であり、園・学校での接種・罹患歴の回収を待たずに、未接種者には直ちに医療機関でワクチンの接種を強く働きかけて下さい。後日、接種の確認をして下さい。

Ⅱ期麻しんワクチン接種年齢(年長児)以上の児童や、以前に1度麻しんワクチンの接種が

なされている生徒、学生および職員でも、Ⅱ期あるいは再度の麻しんワクチンの接種がなされていなければワクチンの接種を促して下さい。

2. 1. 2 小学校以上の施設でワクチン既接種者が複数発症の場合

(ただし、兄弟発症の場合は除く)

前項の「施設で発症の場合」に加え、次の事項を追加して下さい。

Ⅱ期あるいは2度目のワクチンを接種後5～8年以上経過している場合、抗体を感染防御の域に上げるため、生徒・学生および職員にも再度のワクチン接種を勧めて下さい。

3 麻しんと集団生活

3. 1 出席停止

解熱後3日経ってから通学・通園が許可されます(学校保健安全法施行規則)。

本人の病状だけではなく、他人への感染を防止するため、解熱後3日目まで出席停止となります。

なお、学校等からの伝達事項を児童・生徒に託して自宅訪問させても、本人への面会は絶対にさせないようお願いします。

3. 2 入所・入園・入学時における麻しんワクチン接種状況の確認と勧奨

一旦、麻しん感染児が発生した状況では対応が遅れてしまいます。入所・入園・入学時に麻しんのワクチン接種歴および罹患歴の確認を済ませ、リストアップしておいて下さい。また1歳以上の子どもで感受性者(ワクチン未接種で罹患歴のない子ども)は、入園・入学後3か月以内にワクチンの接種を済ますよう、指導して下さい。

保育園などでゼロ歳児から通園している子どもには1歳の誕生日から15か月までにワクチンの接種を済ますよう、指導して下さい。2歳から小学校就学1年前(年中児)までは公費で接種できませんが、もし未接種児がいたら私費でも接種を勧めて下さい。ワクチン未接種児は「麻しんに罹る」危険性もありますが、「麻しんを持ち込む」危険性もあるのです。

4 県内の麻しん情報

感染症情報：石川県感染症情報センターのホームページ

<http://www.pref.ishikawa.jp/kansen/>

石川県医師会のホームページ

<http://www.ishikawa.med.or.jp/>

5 各保健福祉センター・地域センター・保健所電話番号

金沢市保健所	076-234-5116	能登中部保健福祉センター	0767-53-2482
金沢市		七尾市、中能登町	
南加賀保健福祉センター	0761-22-0796	羽咋地域センター	0767-22-1170
小松市、能美市、川北町		羽咋市、志賀町、宝達志水町	
加賀地域センター	0761-76-4300	能登北部保健福祉センター	0768-22-2011
加賀市		輪島市、穴水町、能登町	
石川中央保健福祉センター	076-275-2250	珠洲地域センター	0768-84-1511
白山市、野々市町		珠洲市	
河北地域センター	076-289-2177		
かほく市、内灘町、津幡町			

6 麻疹

麻疹は、発熱、上気道症状、特有な発疹を有する感染力の強い伝染病であります。肺炎、中耳炎、喉頭炎、脳炎などを合併することもあります。発症した半数近くが入院し、時に死に至ることもある怖い病気です。

6. 1 経過

経過は潜伏期、カタル期、発疹期、回復期の4期に分けられます。

A. 潜伏期（8～12日）

感染してから症状が出るまで8～12日かかります。感染力はありません。

B. カタル期（3～4日）

咳や鼻汁の呼吸器症状を伴った38～39℃台の熱が出ますが、発疹もなく、いわゆる風邪と区別はつきません。しかし麻疹としての感染力はこの時期が最も強いのです。

C. 発疹期（4～5日）

カタル期の3～4日目に解熱傾向があった後、再度高熱が出現し持続します。同時に赤い発疹が出現して全身に広がります。この時期は咳、鼻汁、くしゃみ、結膜充血、眼やになどの症状が強くなります。

D. 回復期

熱は下降し、咳や鼻汁などの症状は軽くなってきます。発疹は色素沈着を残して消え、発熱ははじめてから、都合7～9日で治癒します。

6. 2 合併症

発熱は通常7～9日の経過で回復しますが、中耳炎、気管支炎、肺炎、脳炎等を合併することがあります。なお合併症の中で最も警戒すべき脳炎は、解熱した後、再び高熱をもって発病します。また特異な合併症として知能障害、運動障害が徐々に進行し、平均6～9か月で死に至る進行性の亜急性硬化性全脳炎が罹患7年後位に発症することもあります。この亜急性硬化性全脳炎の発生頻度は、麻疹罹患者の10万人に1人、麻疹ワクチン接種者では100万人に1人といわれております。

6. 3 修飾麻疹

麻疹ワクチン接種後数年を経過し抗体が低下してきたり、1歳前の乳児で母親由来の抗体が残っているなど不完全な免疫を持っている状態で麻疹ウイルスに感染した場合、典型的でない軽症の麻疹を発症することがあります。これを「修飾麻疹」といいます。そのため診断が難しく、風疹や夏風邪と診断される場合も稀ではありません。

修飾麻疹は潜伏期が14～20日に延長し、カタル期の症状は軽いか欠落することが多く、発疹は急速に出現します。通常合併症はなく、経過も短いようです。軽症でも麻疹としての感染力は保持しています。

6. 4 治療

麻疹に対する根本的治療法はありません。症状を和らげる対症療法が中心となります。細菌感染による合併症があれば抗生剤を使用する場合があります。もちろん、状態によって入院加療しなければならないことがあります。

7 石川県麻しん迅速対応事業実施要領

1 目的

麻しんは、その強い伝染力により感染が拡大し、その重篤性により保育・教育機関・社会生活に多大な影響を及ぼす疾患である。

石川県麻しん迅速対応事業は、医療機関の協力を得て、患者の発生と麻しんに関する情報を迅速に把握し、速やかに地域に還元することにより、その地域、施設での有効かつ的確な予防対策を確立し、麻しんの感染拡大防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

石川県

3 協力機関

石川県医師会、石川県内各市町、石川はしかゼロ作戦委員会（石川県小児科医会）

4 実施内容

(1) 関係機関の役割

① 医療機関

(ア) 医療機関は、麻しん患者を診断した場合、即日、「麻しん発生届（様式1）」により医療機関の住所地を管轄する保健福祉センター（金沢市においては金沢市保健所）にFax又はEメールで報告する（Fax、Eメールが不可能の場合は電話で報告する。）。

医療機関は、保健福祉センター（金沢市保健所）から連絡がある旨、本人又は保護者に伝える。

(イ) 医療機関は、保健福祉センター（金沢市保健所）と協議し、また、必要に応じて石川はしかゼロ作戦委員会の助言を受け、麻しんの孤発例・散発例や疑診例など必要に応じてウイルス学的検査のための検体を採取し、「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（様式2）」に必要事項を記入し、保健福祉センター（金沢市保健所）に渡す。

(ウ) 医療機関は、保健福祉センター（金沢市保健所）や石川はしかゼロ作戦委員会の助言を受け、「麻しん対応マニュアル（医療機関用）」等を参考にして、院内感染（待合室感染を含む）の防止に努める。

(エ) 医療機関は、保健福祉センター（金沢市保健所）と密接な連絡を保ち、後日得られた検査結果や予防接種歴の確認結果も様式1により追加報告する。また、後日麻しんが否定された場合も同様に必ず報告する。

② 保健福祉センター（金沢市保健所）

(ア) 保健福祉センター（金沢市保健所）は、届出受理後直ちに届出医療機関と連絡を密にし、患者情報の把握に努め、ウイルス学的検査の検体を石川県保健環境センターへ搬送する。

(イ) 保健福祉センター（金沢市保健所）は、届出受理後直ちに届出内容を石川県医師会の麻しん情報システムに登録する。臨床診断あるいは検査診断にて麻しんと診断され、国の報告基準に合致した場合はNESID（国の感染症サーベイランスシステム）への登録も行う。

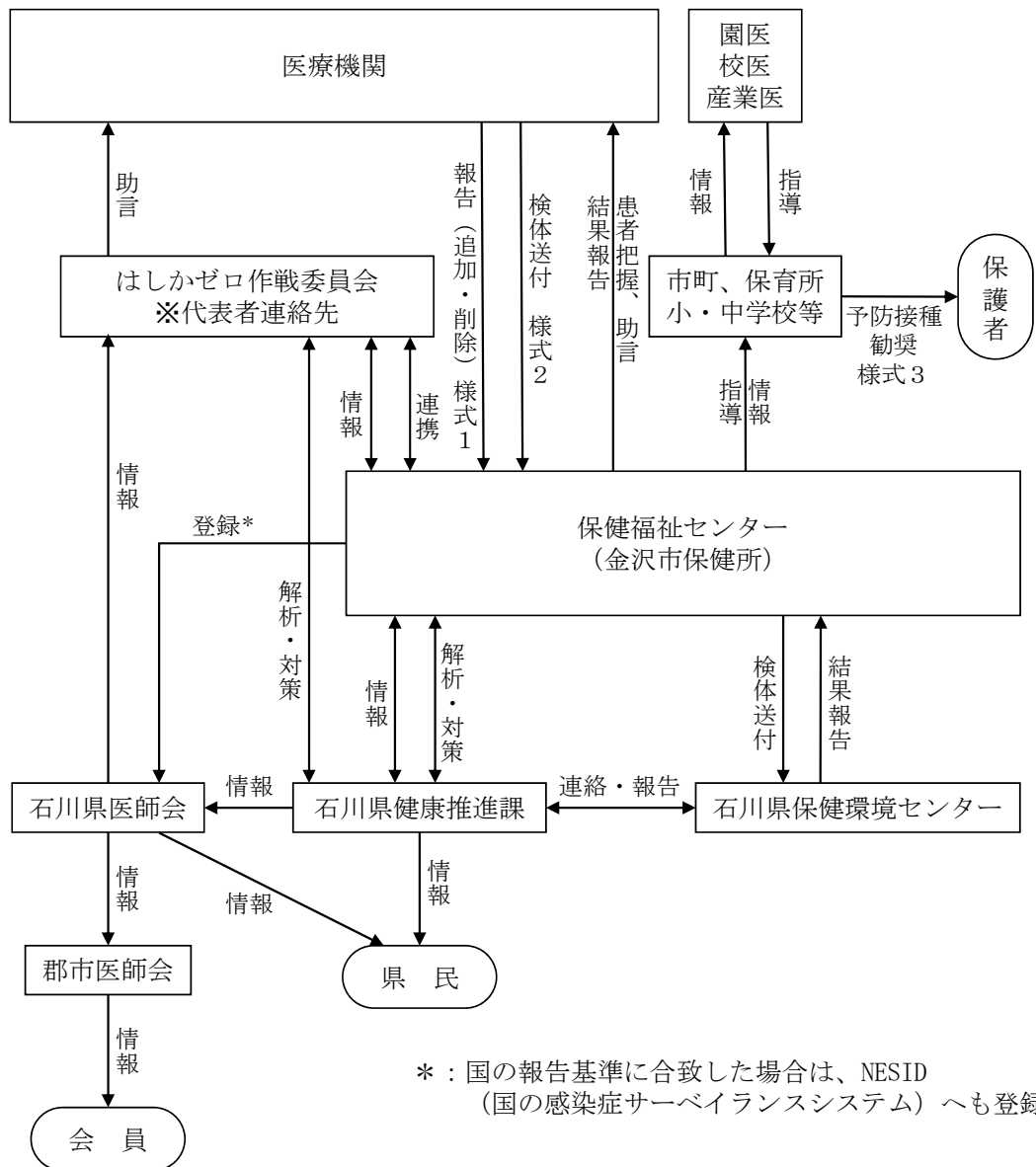
(ウ) 保健福祉センター（金沢市保健所）は、積極的疫学調査を行う。

(エ) 保健福祉センター（金沢市保健所）は、石川県保健環境センターから報告された検査結果を届出医療機関及び石川県健康推進課に情報提供し、状況を分析して石川県健康推進課等と連携をとり対策を推進する。

(オ) 保健福祉センター（金沢市保健所）は、市町、保育所、幼稚園、学校、企業等に情報提

- 供するとともに、拡大予防策について指導する。
- (カ) 保健福祉センター（金沢市保健所）は、届出医療機関との連絡を密にし、院内感染防止や病原体検査法等に関する助言を行い、患者の転帰を把握しておく。
- (キ) 保健福祉センター（金沢市保健所）は、届出医療機関から検査結果追加報告や症例削除報告に基づき石川県医師会の麻しん情報システム及び NESID（国の感染症サーベイランスシステム）への修正報告を行う。
- ③ 石川県保健環境センター
- 石川県保健環境センターは、搬入された検体について PCR 検査やウイルス分離検査を行い、結果を保健福祉センター（金沢市保健所）に速やかに報告する。
- ④ 石川県医師会
- (ア) 石川県医師会は、保健福祉センター（金沢市保健所）から登録された麻しん情報システムの情報を、メーリングリストや Fax を通して郡市医師会及び石川はしかゼロ作戦委員会に情報提供する。
- (イ) 郡市医師会は、それぞれの会員に対し速やかに情報を提供する。
- (ウ) 石川県医師会は、県医師会のホームページを通して県民に麻しん発生の情報を提供する。
- ⑤ 石川はしかゼロ作戦委員会
- (ア) 石川はしかゼロ作戦委員会は、保健福祉センター（金沢市保健所）、石川県健康推進課とともに情報を解析し、地域や県全域における麻しん対策を検討する。
- (イ) 石川はしかゼロ作戦委員会は、必要に応じて届出医療機関に対し、検査・診断・治療等に関する助言を行う。
- ⑥ 石川県健康推進課
- (ア) 石川県健康推進課は、保健福祉センター（金沢市保健所）とウイルス学的検査の実施について調整する。
- (イ) 石川県健康推進課は、保健福祉センター（金沢市保健所）及び石川はしかゼロ作戦委員会とともに情報を解析し、県全域における麻しん対策を実施する。
- (ウ) 石川県健康推進課は、報道あるいは県ホームページを通して県民への情報提供を行う。
- ⑦ 市町、保育所、幼稚園、学校、企業など
- (ア) 各市町は、所轄の保健福祉センター（金沢市保健所）から指導を受け、地域での麻しん流行拡大防止対策を検討する。
- (イ) 各保育所、幼稚園、学校、企業などは、所轄の保健福祉センター（金沢市保健所）から指導を受け、「麻しん対応マニュアル（教育・保育施設用）」等を参考にして施設内での麻しん流行拡大防止対策を検討する。
- (ウ) 各保育所、幼稚園、学校、企業などは、それぞれの園医、校医、産業医に情報を提供し、指導を仰ぐ。
- (エ) 各保育所、幼稚園、学校などは、保護者に情報を提供し、予防接種の未接種者に対し、様式 3 により緊急予防接種の勧奨を行う。
- ⑧ 園医・校医、産業医
- (ア) 園医・校医は、それぞれの保育所・幼稚園・学校から情報の提供を受け、施設内での麻しん流行拡大防止のための対策を指導する。
- (イ) 産業医は、それぞれの企業・職場からの情報の提供を受け、施設内での麻しん流行拡大防止のための対策を指導する。

(2) 麻しん全数把握と情報提供フロー図



* : 国の報告基準に合致した場合は、NESID
(国の感染症サーベイランスシステム) へも登録

※はしかゼロ作戦委員会代表者連絡先
中村小児科医院 中村 英夫医師
電話 076-294-3338

【注】 様式1～3はコピーしてご利用ください。

わたなべ小児科医院 渡部 礼二医師
電話 076-243-0200

山上小児科クリニック 山上 正彦医師
電話 0761-20-2320

5 その他

- 平成14年6月3日より実施する。
- 平成15年7月29日一部改正
- 平成17年4月1日一部改正
- 平成18年8月1日一部改正
- 平成21年3月30日一部改正

保護者各位

麻疹（はしか）が流行し始めています。

- * (〇〇*1) で麻疹（はしか）が発生し始めています。
まだ予防接種を受けていない人は至急予防接種を受けましょう。
- * 予防接種を受けていれば、95%は麻疹（はしか）にかからないと言われていました。
ただし、接種して5～8年を経ると効果が弱まってくる場合があります。
- * 麻疹（はしか）の予防接種は・・・
麻疹との混合ワクチンとして受けることができます。
Ⅰ期（1歳の誕生日から2歳の誕生日の前日まで）と
Ⅱ期（小学校就学前年の4月1日から入学前の3月31日まで：幼稚園・保育所の年長児の年齢）
Ⅲ期（13歳となる年の4月1日から翌年3月31日まで：中学1年生の年齢）
Ⅳ期（18歳となる年の4月1日から翌年3月31日まで：高校3年生の年齢）
上記に該当する場合は無料で受けることができます。（Ⅲ、Ⅳ期は平成20年度から5年間の措置）
場合によっては、麻疹の単独ワクチンとして受けることもできます。
市町の保健衛生担当課にご相談下さい。
- * 1歳前、Ⅰ期とⅡ期の期間の間、小学校就学以降や大人でも任意接種として、医療機関で受ける事ができます。その場合、費用は自己負担となります。
1歳前では、母親からの抗体があるので定期接種の期間になっていませんが、集団生活をしている場合などかかる可能性がある場合は、予防接種について、かかりつけの医師にご相談ください。
- * 予防接種を受けていなくて、身近に麻疹（はしか）にかかった人がいる場合には、かかりつけの医師にご相談ください。



麻疹（はしか）とは主に麻疹ウイルスの空気感染によっておこる病気です。伝染力が強く、発熱、咳、鼻汁、目やに、発疹が主症状です。まれに肺炎や脳炎などの合併症を起こし重篤になることがあります。

問い合わせ先 〇〇保健福祉センター
〇〇市町保健センター
電話：

石川県 保健福祉センター・ 市町